

「二度の相続を終えて」

小説家の吉川英治の一文に、「およそ“自分ほど”苦勞した者はありません、などと自ら云える人の苦勞と称するものなどは、十中の十までが、ほんとの苦勞であつたためしはない」とあります。ですから相続の苦勞話ではなく、その苦勞とどうして勝つたかをお話しします。

7年前、父の相続のことで藤井会計事務所にご相談に行かなければ、今の私はありません。今回、二度目の相続で、養母の相続税を支払い終え、お世辞などぬきに、助けていただき本当に感謝しております。二度の相続は、いづれも、あらそう“争続”でありました。それを一度ならず二度も、長期間、いろいろと面倒をみていただきました。また、自暴自棄に

なりがちな私の精神的な支えともなってくれました。
遺産分割協議書調印、相続税資金調達、申告、納税、
その後の税務調査等々、すべて処理できたのは
信頼できる藤井会計事務所に出合えたからであり
ます。“争続に勝つにはプロの力が必要である
と断言できます。

平成25年10月